

第5章

学術映像の研究と実践-制作過程の構造化に向けて-

村尾 静二

総合研究大学院大学特任助教

はじめに

2009年春、国立極地研究所が東京の板橋から立川に移転するのを機に、総合研究大学院大学葉山高等研究センターと国立極地研究所の研究者でグループを組織し、板橋時代の国立極地研究所を映像記録することになった（グループ構成は参考資料1の作品クレジットを参照のこと）。本論考は、そのときの経験をもとに映像制作の各過程を捉えなおし、学術的な映像記録を実施する際の問題を整理するものである。

研究機関の映像記録とは何か。各研究者は研究成果を学術論文にまとめ、それが図書館等に組織的に保存されることによって、学術研究は参照可能なものとなる。一方、それらの成果が具体的にどのような人たちによって、どのような研究の現場で成し遂げられたものかについて記録されることは殆どない。しかし、建物や実験装置をはじめとして研究の現場は時代に応じて変化するものであり、それを記録しない限り、各時代において研究の現場がどのようなものであったのかを知ることはできなくなる。したがって、研究成果としての学術論文だけではなく、どのような人たちがどのような研究の現場を構築することにより日々研究しているのかを記録して後世に残していくことは、日本の学術史において重要である。

国立極地研究所の映像記録

国立極地研究所は1973年に設立されて以来、日本における極地（北極・南極）研究の拠点である。そして、長きにわたり極地研究の現場として多くの研究者が集い成果が生みだされてきた板橋の研究所を映像記録して後世に残すことは、日本そして世界の極地研究史において重要なことである。そこで、国立極地研究所の協力を得て、「ひと」と「もの」に焦点をあて、「研究の現場」を総合的に捉える映像記録を実施した。当研究所の神田啓史先生に入念な撮影スケジュールを立てていただいたお陰で、所長、副所長、各研究グループのリーダー、研究者、研究所の運営職員等、約30名の方々にご協力いただき、ビデオカメラの前でご自身の研究と研究環境について具体的にご説明いただいた。そして最終的に、映像記録にあまり編集を加えず資料的価値の高いアーカイブス版（約6時間）と板橋の研究所の活動を簡潔に捉えたダイジェスト版（35分）を制作した。

映像作品の権利に関しては、著作権については総合研究大学院大学（映像制作グループ）が所有し、使用権については総合研究大学院大学（映像制作グループ）と国立極地研究所の双方が所有する、そして、映像作品を二次使用および再編集する場合には、その都度おたがいに周知し、了解をとることにした（その詳細は、参考資料2の覚書を参照のこと）。

映像作品の制作過程に関する考察

映像制作は基本的に次のような過程をとる。映像制作とは撮影のことだと思われることが多いが、実際には、撮影は映像制作の一つの過程に過ぎない。

- (1) プレ・プロダクション:立案、予算申請、機材確保、撮影対象者と事前交渉(覚書)
- (2) プロダクション: 撮影地にて撮影準備、撮影と折衝
- (3) ポスト・プロダクション:編集、撮影対象者との試写、成果の公表、アーカイブス

では次に、国立極地研究所を対象に映像作品を制作した経験をもとにして、若干の修正を加えながら、(1)～(3)に沿って学術映像の制作過程を整理する。ここでの制作過程は、研究機関等のグループを撮影対象とすることを前提としている。

1. プレ・プロダクション

プレ・プロダクションは、映像制作において最も重要な過程である。映像制作は、成果物(映像作品)について具体的なイメージを描き、撮影規模に応じた人材と予算を確保することから始まる。様々な場合を想定して細心の注意を払い計画を立てることが重要である。この過程を充分に検討せずに撮影を始めると、プロダクションあるいはポスト・プロダクションの過程で予算不足になり映像制作は変更、延期、中止になる場合さえある。

また、制作者は撮影を開始する前に、撮影倫理および成果物に関する権利について撮影協力者に説明し、両者のあいだで合意を得ておく必要がある。成果物に関する権利は制作に関わった人々に様々なかたちで生じる。制作後に権利について話し合い、両者のあいだで合意が得

られなければ、成果物は公開できない。したがって、成果物の権利に関する合意形成は撮影前に確實に済ませておかなければならない。

- 01 映像制作を立案する(制作者)
- 02 制作メンバーを確定する(制作者)
- 03 制作費を申請する(制作者)
- 04 覚書・撮影同意書を作成する(制作者)
- 05 撮影対象となる研究機関を訪問し、映像制作の概要(趣旨、成果物、権利等)について話し合う(制作者、機関代表者)
- 06 機関内メンバーに対して、映像制作の実施要項を説明する(機関代表)
- 07 機関内メンバーから映像記録の各パートの核となる人物を選ぶ(機関代表者)
- 08 機関代表、映像制作プロダクションと相談し、撮影日程を決定する(制作者)
- 09 出演者をそろえ、撮影日当日の撮影スケジュールを立てる(機関代表)
- 10 撮影方法、機材の種類等について話し合う(制作者、制作プロダクション)

2. プロダクション

プロダクションは制作過程の中で、制作者が撮影対象となる人々と直接接する唯一の機会となる。映像には撮る側と撮られる側の関係性がそのまま反映されることが多い。したがって、民族誌映画の撮影では、制作者は撮影を開始する前に長期の時間をかけて調査地の人々と信頼関係(ラポール)を築くことが推奨される。事前に長期の時間をかけることができない場合には、撮影対象となる人々が撮影内容を理解し、安心して撮影に臨むことができるよう、制作者は様々な点において配慮することが求められる。また、撮影は予定通り進まないことが多いので、時間的余裕をもって臨機応変に状況に対応する姿勢が重要となる。

作品化に向けて映像を整えることはある範囲において可能である

が、作品を構成するのはあくまでプロダクションを経て獲得した映像素材である。したがって、限られた時間のなかで制作意図に沿った映像を的確に撮影する技量が求められる。また、映像は文章のように後から思い出して書く、ということができない。そのために、撮影現場に特有の緩急のある時間の流れを冷静に捉え、作品を構成するのに必要な映像および使用する可能性がある映像を幅広く撮影しておく慎重さが求められる。

- 11 機関代表は機関内メンバー（出演者）と連絡を取り合い、撮影日当日のスケジュールを管理する（機関代表者、機関内メンバー）
- 12 機関内メンバー（出演者）に覚書へのサインを依頼してから撮影を始める。制作者は現場監督となり、インタビュー撮影をするときはインタビュワーを兼ねる。制作プロダクションは撮影と録音を担当する。制作者（インタビュワー）は機関内メンバー（インタビュイー）に対して、研究の現場で研究について質問し、その応答や研究の様子を映像記録する。機関代表はコーディネーターとして撮影に立ち会い、必要に応じて撮影のポイントを制作者に伝える。（制作者、制作プロダクション、機関代表、機関内メンバー）

3. ポスト・プロダクション

ポスト・プロダクションはプロダクションを経て獲得した映像素材を編集し、映像作品に仕上げていく作業が中心となる。映像素材のなかから映像を選別し、制作意図に沿ってショットを配置し、サウンドを調整し、字幕・ナレーションを加え、独自の映像空間を築いていく。このように、撮影対象に対する制作者の解釈が映像作品に最も反映されるのはこの過程である。また、同じ映像素材から編集作業を通して、研究用、一般公開用等、用途に応じて複数のヴァージョンを制作することが可能である。したがって、多くの制作者は、以上三つの過程のなかでポスト・プロダクションに最も時間を費やすことになる。

そして、アーカイブスもまたポスト・プロダクションの重要な作業である。一般的に情報の利用において重要なのは、必要なときに必要な情報が得られること、そしてその体制が維持されていることである。映像作品はまさに情報の集積体である。したがって、アーカイブスでは、映像作品を観聴しなくともその内容を知ることができるような対応が求められる。また、映像作品を保存する媒体には複数の選択肢があるが、いずれも変化の途上にあるために定期的なメンテナンスが必要になる。このような理由から、プレ・プロダクションの予算申請の段階において、アーカイブスを維持するための費用を計上しておくことが重要である。

- 13 記録映像をもとに、出演者の語りをすべて文書に書き起こす(制作プロダクション)
- 14 制作者の指示により第一次編集をおこなう。アーカイブス用長編とその編集版。(制作者、制作プロダクション)
- 15 映像作品を試写し、内容、字幕、クレジットを確認する(制作者、機関代表)
- 16 機関メンバー(出演者)に、映像、書き起こし原稿を送付し、内容の確認を依頼。映像と原稿に削除・訂正の依頼があるか確認し、ある場合には対応する(制作者)
- 17 第二次編集をおこない最終版を完成する(制作者、制作プロダクション)
- 18 映像記録のマスター�ー、二種類の映像作品(DVD)、パソコンの映像編集ファイルを保存した外付けハードディスクを制作者に納品する(制作プロダクション)
- 19 二種類の映像作品の内容を時系列に書き起こしたインデックス・リストを作成(制作者)
- 20 映像のインデックス・リストとインタビュー文書(書き起こし原稿)を対応させることにより、映像と文書にリファレンス・検索機能を加える(制作者)

- 21 二種類の映像作品、各インデックス・リスト、インタビュー文書(書き起こし原稿)、覚書の複写を、機関代表に送付し、アーカイブスを依頼する(制作者)
- 22 二種類の映像作品、各インデックス・リスト、書き起こし原稿、覚書の原本を、所属機関においてアーカイブスする(制作者)

以上が国立極地研究所の映像制作経験をもとにまとめた制作過程の概要である。制作者自身の研究を映像化する場合には、このなかのいくつかの過程を省略することができる。また、撮影の対象や主題によっても制作過程は異なることがある。映像制作には可塑的な側面があり、状況に応じた制作過程を築いていくことが重要である。しかし、撮影対象が研究機関等のグループ・人物である場合には、およそ以上のような過程を経ることになるのではないかと思われる。

近年、学術研究の現場でも、教育から研究、研究成果の公表にいたるまで幅広く映像が活用されるようになった。しかし、研究者・学生のあいだで学術研究に値する映像の捉え方や方法論が共有されているわけではない。日本の研究機関はこのような状況に対応できていないのが現状である。本論考は、学術研究における映像作品の制作過程を構造的に捉えモデル化することにより、このような状況に応えていくための試論として書かれたものである。なお、制作過程のなかで論点となりやすい撮影と編集、そしてアーカイブスの方法論に関しては、あらためて検討する機会を設けたい。

謝辞

筆者は映像制作のまとめ役の任を授かったために本論考を執筆しているが、本来、映像制作とは共同作業であり、国立極地研究所の映像制作もまた多くの方々の共同作業の成果である。国立極地研究所の神田啓史先生やご出演いただいた先生方をはじめとして、ご協力いただいた方々に厚く感謝の意を申し上げる。

参考資料 1

映像作品クレジット（各メンバーの肩書きは制作時、2009年10月のもの）

タイトル	『学術映像アーカイブズ 国立極地研究所－板橋時代の記録』
取材期間	2009年1月～2月
取材場所	国立極地研究所（東京都板橋区加賀 1910）
製作	総合研究大学院大学 葉山高等研究センター「人間と科学」プロジェクト 代表 平田光司（総合研究大学院大学 教授）
制作	村尾静二 (総合研究大学院大学 葉山高等研究センター 上級研究員)
監修	神田啓史 (国立極地研究所 総合研究大学院大学 教授)
制作統括	大森康宏 (立命館大学 教授 / 国立民族学博物館 総合研究大学院大学 名誉教授)
制作スタッフ	株式会社エスパ 井ノ本清和（撮影・編集） 中村伸夫（録音・編集）
インタビュア 一	大森康宏 (立命館大学 教授 / 国立民族学博物館 総合研究大学院大学 名誉教授) 村尾静二 (総合研究大学院大学 葉山高等研究センター 上級研究員)
協力	国立極地研究所 総合研究大学院大学葉山高等研究センター「人間と科学」プロジェクト 研究課題「大学共同利用機関の歴史」 代表 松岡啓介（核融合科学研究所 総合研究大学院大学 教授） この作品は、科研費（18200052）の助成を受けたものである。

参考資料2

今回の映像制作において使用した覚書は、趣旨書、大学・機関・グループ代表用覚書、個人用覚書により構成されている。なお、これらの覚書は、総合研究大学院大学の研究プロジェクトにおいてこれまでに組織されてきたオーラスヒストリー研究グループが使用してきたものである。

覚書用趣旨書

趣旨書

総合研究大学院大学葉山高等研究センター〇〇〇〇〇プロジェクト（代表〇〇〇〇）は、世界一線の研究現場と研究者を映像で記録するため、記録映像を撮影、制作することに努める。

映像は文書や写真が持たない多くの情報を持つため、より生き生きと研究現場を記録することができる。本プロジェクトでは、長年、世界一線の学術的映像制作を行ってきた担当者を中心とするチームによって撮影・制作を行う。そうして制作された映像は、学術的価値が高いと同時に、広報、教育の素材として優れている。

制作した映像は、「大学・機関・グループ代表者用覚書」と「個人用覚書」に従って関係者内外に広く公開し、使用することを目的とする。

総合研究大学院大学葉山高等研究センター〇〇〇〇〇プロジェクト代表
総合研究大学院大学 〇〇〇〇

大学・機関・グループ代表用覚書

大学・機関・グループ代表用覚書

(大学・研究機関名)の長、あるいは長を代理する広報部、またはアーカイブズ担当者（以下「甲」という）は、総合研究大学院大学（以下「乙」という）が撮影したビデオテープ（以下「マスター テープ」という）の使用に関して、以下の条件で合意する。乙は誠意を持ってこの覚書の内容を遵守する。

- 1 乙はマスター テープを歴史史料として長期間、保管することに努める。
- 2 乙は甲にマスター テープの複製を納め、甲はそれを保管することができる。
- 3 甲と乙はマスター テープを素材にして学術研究、教育、及び広報に利用することができる。広報映画などまとめたものができた際には、甲と乙はお互いにその旨を連絡する。
- 4 マスター テープの複製あるいはその一部を使用する際には、いかなる場合も乙と制作者、協力者の名前を明記する。明記の仕方については、最初に使用する際、乙と協議する。
- 5 甲と乙以外の第3者にマスター テープの複製を貸出す場合は、その都度、甲と乙の間で協議する。
- 6 乙はマスター テープの撮影に協力した甲に所属、協力する個人の承諾書の写しを甲に送付する。甲と乙はマスター テープの利用に関して、この個人から委譲された権限を、誠意をもって使用する。
- 7 本覚書とその複製を、甲、乙が保管する。
- 8 ここに規定のない利用については、別途、双方で協議する。

ご希望があればお書きください。

年 月 日

(甲) 所属大学・機関名

氏名

(乙) 総合研究大学院大学葉山高等研究センター〇〇〇〇〇プロジェクト代表

総合研究大学院大学 〇〇〇〇

個人用覚書

個人用覚書

_____ (氏名) (以下「丙」という) は、総合研究大学院大学 (以下「乙」という) が撮影したビデオテープ (「マスター テープ」) の使用に関して以下の条件で合意する。

- 1 丙は「大学・機関・グループ代表用覚書」を読み、同書で交わされた内容を承諾する。
肖像権は

(大学・機関・グループ)

(以下「甲」という) の長、あるいは長を代理する広報部、またはアーカイブズ担当者に委譲する。

- 2 丙は、撮影された映像で削除したい部分を、編集作業中に乙に申し出ることができる。
- 3 本覚書とその複製は、甲と乙が保管する。
- 4 乙は誠意を持ってこの覚書の内容を遵守する。

ご希望があればお書きください。

年 月 日

(丙) 所属大学・機関名

氏名

(乙) 総合研究大学院大学葉山高等研究センター〇〇〇〇プロジェクト代表
総合研究大学院大学 〇〇〇〇